

ひとり親家庭のひとり親及びその児童等に対し医療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	長柄町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭のひとり親及びその児童等に対し医療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月14日条例第17号）別表第1第3の項 ひとり親家庭のひとり親及びその児童等に対し医療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて(母子家庭等及び寡婦の福祉)を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、(母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等)に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、(ひとり親家庭の父母等の福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第5条第1項、第6条第1項、第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成に係る医療機関等受診に係る事実確認及び医療費給付の審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第3条、第4条第1号、第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号2	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第5条第1項、第6条第1項、第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費の助成に係る医療機関等受診に係る事実確認及び医療費給付の審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	長柄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年3月10日 規則第9号）第4条第1号、第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年05月27日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	